

2. 2 舗装道路の管理分類

(1) 道路種別の細分化

道路種別は、表一1の示すとおり「幹線1級市道」「幹線2級市道」「その他市道」の3種類に分類されますが、修繕計画においては、以下に示す通りその他市道を更に「その他市道①」と「その他市道②」を種類分けし、管理を行います。

・その他市道①

都市計画道路、公共輸送路線（バス路線）、狭山市緊急輸送道路、幹線1・2級市道同等と判断できる道路。

・その他市道②

幹線1級市道、幹線2級市道、その他市道①以外の交通量が少ない市道であり、主に生活道路。また、幹線1級市道、幹線2級市道においても、総交通量、大型交通量が少ないと判断できる生活道路。

(2) 道路の管理分類

表一2は、道路の管理分類を示しています。

A S舗装道路は、上記道路種別の細分化に加え、道路の特性、修繕工事の効率性等の観点から舗装計画交通量を踏まえた管理分類を行います。

なお、分類方法は、「舗装点検要領 国土交通省道路局（平成28年10月）」に基づくものであります。

道路分類	対象道路	舗装延長	面積(車道)	構成比(延長)
分類B	N 6 交通以上の幹線1級市道	14,305m	119,355 m ²	2.7%
	幹線2級市道 その他市道①			
分類C	N 5 交通以下の幹線1級市道	76,445m	548,681 m ²	14.3%
	幹線2級市道 その他市道①			
分類D	その他市道②(生活道路)	442,518m	1,832,868 m ²	83.0%

管理路線

表一2 道路の管理分類

資料：道路施設現況調査

(3) 管理路線

修繕計画に基づく管理路線は、表一2に示す分類Bと分類Cの道路である76路線、90,750mとします。